

事 務 連 絡
令和6年3月21日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」（令和5年11月8日）においては、福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上等の観点から、「サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上（PDCA）を適切に実践していくため必要となる『福祉用具貸与・販売計画の作成』や『モニタリング』等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的や方法、記録を行うことの意義のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る」とされたところです。

以上を踏まえ、福祉用具に係るサービスの質の向上につながるよう、サービス提供におけるPDCAの段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割等について、取りまとめたので、福祉用具貸与事業所等に対し、周知徹底いただきますようお願いします。

記

1. 福祉用具専門相談員に求められる役割

福祉用具専門相談員は、ケアプランに基づき、利用者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて利用目標を定めるとともに、利用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定提案等、専門職として支援する役割を担っている。サービス提供におけるPDCAの段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割については、以下の通りである。

(サービス提供におけるPDCAの段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割)

P (Plan)	【アセスメントや多職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付】 利用者の身体状況等のアセスメントや多職種からの情報収集等を通じ、利用目標の設定及び改善が期待できる日常生活動作（ADL）を明確化し、それを踏まえた福祉用具サービス計画を作成し、利用者等に説明、同意を得たものを利用者と介護支援専門員へ交付する。 具体的な例 ・ 退院・退所時カンファレンスやサービス担当者会議を活用し、医師やリハビリテーション専門職、介護支援専門員やサービス担当者等から収集した情報等を踏まえ、福祉用具サービス計画を作成する。 ・ 利用目標を設定し、モニタリング時期等を記載した福祉用具サービス計画を利用者及び介護支援専門員に交付する。
D (Do)	【福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や多職種への確認】 利用者等が福祉用具の使用方法を適切に理解しているか、使用を安全に続けられているかなどの福祉用具の適応状況に関して、利用者等やサービス担当者等の多職種へ確認を行う。 具体的な例 ・ 利用者及び家族等へ電話等にて使用状況を確認する。 ・ 訪問介護等の他サービス担当者へ使用状況の確認と機器の状況を確認する。 ・ 福祉用具の使用時に危険性がある、福祉用具が不適応であるなどの情報がある場合は、早期に Check から Action へ移行する。
C (Check)	【モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討】 訪問にて、福祉用具の使用時の安全性や適合状況を確認し、福祉用具のメンテナンスを行う。また、現在までの利用目標の達成状況から、今後の目標の達成や福祉用具の変更に關する見通しを立て、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。 具体的な例 ・ 福祉用具の使用場面を実際に観察し、その手順や安全性を確認する。 ・ 福祉用具の設置状況や機器の動き、操作性等のメンテナンスを行う。 ・ モニタリングを通じて利用目標の達成状況等を確認するとともに、その結果の記録を介護支援専門員に報告し、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する
A (Action)	【多職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における多職種との連携】 確認した福祉用具の適合状況やメンテナンスの状況について、家族やサービス担当者へ報告する。利用目標の変更が見込まれる場合は、福祉用具や福祉用具サービス計画の変更について、多職種へ情報提供・協議を行う。 具体的な例 ・ サービス担当者会議等で家族やサービス担当者に情報を共有する。 ・ 医師やリハビリテーション専門職等から収集した情報や、介護支援専門員やサービス担当者との協議の結果等を踏まえ、福祉用具の継続利用や利用目標について再検討する。 ・ 再検討した福祉用具の継続利用や利用目標に関して、多職種との協議や状況報告を行う。

2. 福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン等

「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業（平成 29 年度老人保健健康増進等事業）」を通じて、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会により、福祉用具サービス計画の作成に関する説明様式やガイドライン等が作成され、下記 URL の通り公開されているところ。福祉用具のサービス提供における P D C A の適切な実践等に向けて、各種様式等をどのように利用するのかといった観点から活用されたい。

① 「説明様式」

URL : http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

② 「ガイドライン」

URL : http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf

③ 「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書

URL : http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html

※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

3. 現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修

福祉用具専門相談員として従事した経験のある者を対象とした研修会等が、下記 URL の通り随時開催されているところ。研修機会の一例として周知する。

① 「福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）」

URL : <https://www.zfssk.com/event/renew.php>

※掲載先：一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

② 「福祉用具選定士認定研修会」

URL : <https://www.fukushiyogu.or.jp/ginoushi/index.html>

※掲載先：一般社団法人 日本福祉用具供給協会ホームページ

③ 「福祉用具プランナー認定講習」

URL : <https://www6.techno-aids.or.jp/html/planner.html>

※掲載先：公益財団法人 テクノエイド協会ホームページ

4. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会
対応の方向性に関する取りまとめ」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001164877.pdf>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyogu@mhlw.go.jp